

建築物環境衛生総合管理業

必要な機械器具等*1	従事するのに必要な資格等*4	その他の要件
<清掃作業>	統括管理者	作業に用いる
真空掃除機	清掃作業監督者	機械器具等の
床みがき機	空気環境測定実施者	維持管理方法
<空気環境測定>	空調給排水管理監督者	が厚生労働省
浮遊粉じん測定器		告示第117号
一酸化炭素検定器		に適合してい
二酸化炭素検定器		こと。
温度計(0.5度目盛)		
乾湿球湿度計(0.5度目盛)		
風速計*2		
測定に必要な器具*3		
<簡易な水質検査>		
残留塩素測定器(DPD法)		

* 1 機械器具等は事業登録期間中は当該事業登録業務専用として営業所で保管しなければなりません。

* 2 0.2m/ 秒以上の風速を測定可能なもの

* 3 測定器固定用台車等

* 4 監督者等の有資格者は他の登録営業所の同監督者等、他の登録業種の有資格者等、ビル管理技術者との兼任はできません。

ビル管理技術者は過去に一度も空気環境測定実施者として登録されたことがない場合に限り同実施者としての登録ができます。